

## 参加意思確認公募手続実施理由書

案件名：安威川流域下水道 岸部ポンプ場 4号雨水ポンプ電気設備更新工事

本工事は、岸部ポンプ場における4号雨水ポンプ機械設備の更新に伴い、4号雨水ポンプ電気設備（運転操作設備及び監視制御設備）の機能増設を含む更新を行うものである。

岸部ポンプ場における運転操作設備や監視制御設備などの既設システムは、システム構成や各機器とのインターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法などに関して、製作会社が独自に開発設計した制御技術、信号処理技術が採用され、要求性能を満足するように製作されている。これらのことから一部の更新工事を実施する際には、各機器とのインターフェイス等の非常に高いレベルのシステム設計及び装置の製作能力が要求される。さらに設置後は、既設設備を含めたシステム全体の機能動作確認を行う必要がある。

従って、本工事を施工するにあたっては、当該システムの設計、製作において、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。

以上のことから、当該システムの設計、製作、据付を実施した株式会社明電舎 関西支社が唯一施工可能な業者であると考えているが、同社以外に本工事を施工可能な業者がいな  
いかを確認するため、参加意思確認公募手続を実施した結果、応募要件を満たす参加希望者（施工可能な業者）は無く、同社から徴取した見積りが予定価格内であったため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社と随意契約を行うものである。